

入居住宅に関する状況通知書

(不動産媒介業者等記載欄)

- 1. 下記の者に対し、賃貸している住宅に関する概要等について通知します。
- 2. 暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認に公署から情報を求めることを同意します。

(宛先) 大田区長

肩書きを必ず記入願います

社印でなく
代表者印または
個人印要

年 月 日

媒介業者様をご記入の場合、
商号、代表者名、代表者印(個人印)要。所在地、連絡先も記入願います

不動産媒介業者等

(商号又は名称) 株式会社 JOBOTA
フリガナ
 (代表者名) 店長(役職名) ○○ ○○ 印
 (所在地) 〒143-0016 大田区大森北1-11-1
 (担当者等) 氏名 △△△△ 所属 ×××××
 電話番号 03-1234-5678

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)

生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル第7の14(3)I. ①から⑨に該当する「暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)と関係を有する不動産媒介業者等」でないこと

入居者について

フリガナ 氏名	○○ ○○○
生年月日	(西暦・和暦) ○○年 ○○月 ○○日
同居状況	単身・複数(名)
入居開始年月日	(西暦・和暦) ○○年 ○○月 ○○日

入居している賃貸住宅について

名称	JOBOTA アパート
所在地	大田区 大森北 1-11-1 ジョボタビル
家賃	○○○○○円

実家賃額のみ記入。管理費・共益費は除く。

※1 住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助に基づく額(限度額:単身世帯53,700円 2人世帯:64,000円 3人~5人世帯:69,800円 6人世帯:75,000円)を上限とし、収入に応じた額とする。

※2 住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。

※3 共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。

※4 クレジットカード払いにより賃料を支払う必要がある場合は、以下のチェックボックスのいずれかにチェックすること。

なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、クレジットカード払い不可。

- 賃料の支払いは、クレジット
- 口座振込又はクレジットカード
- 口座振込に変更することが

大田区から家賃給付の振込みをする口座情報を記入。(※4 クレジットカード払いの場合を除く)

振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	フリガナ	か) ジョボタ
		口座名義	株式会社 JOBOTA
		金融機関名	JOBOTA銀行
		支店名	おおもり支店
		口座種別	普通・当座
		口座番号	123456789

訂正は訂正印を押してください。

こちらの面は全て不動産媒介業者様・家主様をご記入願います

（住居確保給付金支給申請者 本人記入欄）

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。
私の個人情報、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。
住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【1ページ目※4のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

以下に記載する、貸借人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託された事業者等の口座へ振り込まれることについて同意します。
上記の場合、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることについて同意します。
式1-3の提示を受ける自治体の求職者であることを証明する文書を速に提出します。

1ページ目（表面）に記載の
**※4 クレジットカード払いにより料金を支払う必要がある、
のチェックボックス□に☑がある場合のみ記入。**

振込口座		フリガナ	
住居確保給付金の振込先	借入人の振込口座	口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

日付は表面と同じ日付
で記入願います

西暦 又は 令和 ○○年 ○月 ○日
記名押印又は署名

氏名 大田 花子 

住所 大田区 大森 1-1-1

電話番号 090-1234-5678

裏面のみ本人記入。シャチハタは不可。
入居している賃貸住宅の住所と一致しているか確認願います。

この賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を
JOBOTA に提出してください。
本事務マニュアル（抄）
する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居（予定）住宅に関する状況通知書（第4号様式（第8条・第9条関係））、（第5号様式（第8条関係））」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居（予定）住宅に関する状況通知書（第4号様式（第8条・第9条関係））、（第5号様式（第8条関係））」を受理しないものとする。

- なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。
- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
 - ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
 - ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用しておそれのある不動産媒介業者等
 - ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
 - ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
 - ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
 - ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
 - ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
 - ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕